

第1092回教育委員会

令和2年12月22日
県庁舎教育委員室

1 開 会 午後2時

2 会期の決定

3 報 告

- (1) 令和3年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について (高校教育課)
- (2) 令和3年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学者選抜第2次募集について (高校教育課)
- (3) 山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会からの報告書の提出について (高校教育課)

4 議 題

- 議第1号 山形県体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について (スポーツ保健課)
- 議第2号 教職員の人事について (教職員課)

5 閉 会

令和3年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について

このことについて、令和2年11月定例教育委員会で報告したことに加え、下記のとおり対応いたします。

記

1 受検者の感染防止対策について

東桜学館中学校を通じて、受検者及び保護者に「令和3年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のお願いについて」(資料1)を送付し、受検者の受検前までの健康管理や当日の感染防止対策の協力を依頼する。

2 新型コロナウイルス感染症の感染者及び感染者の濃厚接触者等の症状に応じた対応について

「令和3年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者等の症状に応じた対応について」(資料2)により、症状に応じて、「受検不可」、「別室で受検」または「通常受検」となることを示した。なお、「受検不可」となる者については、「令和3年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染者等の特例措置による選抜に係る実施要項」(資料3)により選抜する。

3 その他

今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況により、追加的な対応を行う場合は、東桜学館中学校をとおして受検者へ速やかに周知するとともに県教育庁高校教育課ホームページへ掲載する。

受検者・保護者の皆さんへ

令和 3 年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜における 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のお願いについて

山形県教育委員会

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底を図るため、以下の点について留意していただくとともに、受検に向けての体調管理に万全を期すようお願いします。

1. 入選前日までの健康管理について

- (1) 毎朝の検温や健康観察の実施、手洗いや咳エチケットの徹底など、感染防止対策への取り組みをお願いします。
- (2) 発熱・咳等の症状（※1）が見られる場合は、あらかじめ医療機関を受診し、医師等の指示に従ってください。

※1 発熱・咳等の症状とは、37.5度以上の発熱がある。息苦しさ（呼吸困難）がある。強いだるさ（倦怠感）がある。味覚障害や嗅覚障害がある。咳の症状や咽頭痛が続いている。等

2. 入選当日の感染防止対策について

- (1) 検査会場では、原則としてマスクの着用をお願いします。なお、面接の際もマスクの着用をお願いします。なお、事情によりマスクを着用できない場合は、事前に申し出てください。
- (2) 検査室の換気を適宜実施します。そのため、室温が低くなる場合もありますので重ね着で調整できるようにするなど、防寒対策をお願いします。
- (3) 休憩時間やトイレの使用時、昼食時にできる限り他者との接触、会話を控えてください。
- (4) 各検査室付近に消毒液を準備しますので、手指消毒の徹底をお願いします。
- (5) 発熱・咳等の症状のある場合は、検査監督等に申し出てください。
- (6) 下校時は、昇降口の混雑を防ぐため、係の誘導に従ってください。

3. 新型コロナウイルス感染症の感染者または感染者の濃厚接触者（※2）等となった場合について

別添の「令和 3 年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者等の症状に応じた対応について」をご覧ください、受検者の症状から受検の可否等について確認してください。

4. 受検者の特例措置について

新型コロナウイルス感染症の感染者または感染者の濃厚接触者（※2）等となったために入選当日に欠席した志願者については、「令和3年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染者等の特例措置による選抜に係る実施要項」に基づき選抜を実施します。保護者は、受検者が特例措置の対象者に該当すると思われる場合、その旨を速やかに東桜学館中学校に電話連絡をしてください。

5. 当日、発熱・咳等の症状のある場合について

新型コロナウイルス感染症の感染者または感染者の濃厚接触者（※2）等に該当せず、発熱・咳等の症状やインフルエンザに罹患している場合は、別室で受検することになります。この場合、保護者は、その旨を速やかに東桜学館中学校に連絡をしてください。

6. 受検後に感染したことが判明した場合

入選当日から2週間以内に、受検者が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した場合、保護者は、その旨を速やかに東桜学館中学校に連絡をしてください。

7. その他

今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況により、追加的な対応を行う場合は、県教育庁高校教育課ホームページへ掲載します。

<山形県教育庁高校教育課 令和3年度県立中学校入学者選抜情報>

<https://www.pref.yamagata.jp/700013/bunkyo/kyoiku/gakkoukyouiku/chu/tyuunyuusen/r03tyuunyuusen.html>



令和3年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者等の症状に応じた対応について

山形県教育委員会

1 受検者の症状に応じた受検の可否

| | 受検者の症状 | | 受検の可否 | 備考 |
|---|---------------------------|--|--------|----------|
| A | 新型コロナウイルス感染症の感染者 | ① 入選当日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の場合 | 受検不可 | 特例措置の対象者 |
| | | ② 入選前日までに治癒した場合 | 通常通り受検 | |
| B | 新型コロナウイルス感染症の感染者の濃厚接触者(*) | ③ 入選前日までにPCR検査の結果が判明しない場合 | 受検不可 | 特例措置の対象者 |
| | | ④ 入選当日が自宅待機を要請されている期間中で、PCR検査の結果が入選前日時点で陰性が確認されたが、入選当日に発熱・咳等の症状がある場合 | 受検不可 | 特例措置の対象者 |
| | | ⑤ 入選当日が自宅待機を要請されている期間中で、PCR検査の結果が入選前日時点で陰性が確認されかつ入選当日無症状の場合 | 別室で受検 | |
| | | ⑥ 入選当日が自宅待機を要請されている期間を既に経過した場合 | 通常通り受検 | |
| C | | ⑦ 発熱・咳等の症状があるため医療機関を受診し、医師の判断によりPCR検査を受け、入選前日までに検査結果が判明しない場合 | 受検不可 | 特例措置の対象者 |
| D | | ⑧ 濃厚接触者と認められていないが、保健所からの依頼により、PCR検査を受け、入選前日までに検査結果が判明しない場合 | 別室で受検 | |
| E | | ⑨ インフルエンザ等の感染症に感染した場合 | 別室で受検 | |
| F | | ⑩ 発熱・咳等の症状がある場合 | 別室で受検 | |

* 濃厚接触者とは、保健所より濃厚接触者と認められた者のほか、入選当日を基準に過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域から日本に入国した者を含みます。

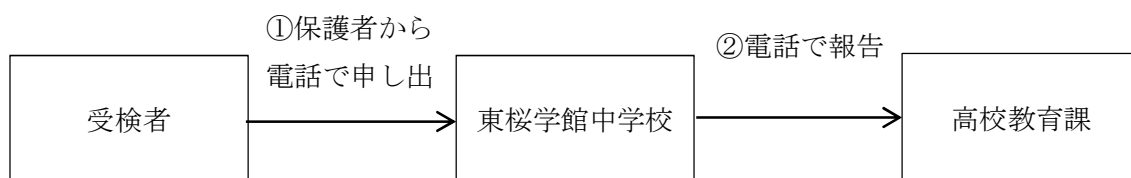
※ 発熱・咳等の症状とは、次のような症状をいう。

- (1) 発熱（37.5度以上）の症状がある。
- (2) 息苦しさ（呼吸困難）がある。
- (3) 強いだるさ（倦怠感）がある。
- (4) 味覚障害または嗅覚障害がある。
- (5) 咳の症状が続いている。
- (6) 咽頭痛が続いている。

2 「受検不可」又は「別室で受検」となる場合の連絡について

- (1) 保護者は、受検者が上記1の症状により「受検不可」又は「別室で受検」となる場合は、その旨を速やかに東桜学館中学校に電話で申し出ること。（下図の①）
- (2) 東桜学館中学校長は、新型コロナウイルス感染症により「受検不可」又は「別室で受検」（上記1①③④⑤⑦⑧）の受検者がいる場合は、その旨を速やかに高校教育課長に電話で報告すること。（下図の②）

図 「受検不可」又は「別室で受検」の場合の連絡の流れ



3 新型コロナウイルス感染症の感染者及び感染者の濃厚接触者等となったために、入学者選抜を欠席した受検者の特例措置について

受検者が、新型コロナウイルス感染症の感染者及び感染者の濃厚接触者等となったために、入学者選抜を欠席した場合は、「令和3年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染者等の特例措置による選抜に係る実施要項」に基づいて選抜する。手続きは、実施要項を参照のこと。

令和3年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜における 新型コロナウイルス感染者等の特例措置による選抜に係る実施要項

山形県教育委員会

1 目的

令和3年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜において、新型コロナウイルス感染症に感染した志願者または濃厚接触者となった志願者等（下記2(1)～(4)）が、適性検査、作文及び面接を受検できなかつた場合に受検機会を確保する観点から、安心して受検できる入学者選抜制度に資することを目的とする。

2 本実施要項において対象となる者（以下、「対象者」という。）

志願している者で、以下のいずれかの理由で、入選当日、受検できなかつた者。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染者で、入選当日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の者。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者（※1）のうち、入選前日までにPCR検査の結果が判明していない者。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染者の濃厚接触者のうち、入選当日が自宅待機を要請されている期間中で、PCR検査の結果が入選前日時点で陰性が確認されたが、入選当日に発熱・咳等の症状（※2）がある者。
- (4) 発熱・咳等の症状があるため医療機関を受診し、医師の判断によりPCR検査を受け、入選前日までに検査結果が判明しない者。

※1 濃厚接触者とは、保健所より濃厚接触者と認められた者のほか、入選当日を基準に、過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等から日本に入国した者を含む。

※2 発熱・咳等の症状とは、37.5度以上の発熱がある、息苦しさ（呼吸困難）がある、強いだるさ（倦怠感）がある、味覚障害や嗅覚障害がある、咳の症状や咽頭痛が続いている、等

3 対象者の入学者選抜に係る特例措置

「令和3年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜実施要項」等に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 適性検査等
適正検査、作文及び面接は実施しない。
- (2) 選抜の方法
選抜は、山形県立東桜学館中学校の基本理念を踏まえ、調査書中の記載事項を資料として総合的に判断する。
- (3) 定員の取扱い
対象者については、入学定員とは別に合否を判定できるものとする。

4 手続き

- (1) 志願者の保護者は、本特例措置の対象者となった場合には、速やかに東桜学館中学校に電話で連絡すること。
- (2) 志願者の保護者は、「新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置承認申請書」（別紙様式1）を、令和3年1月12日（火）正午まで、東桜学館中学校長あてに提出すること。上記2の(4)に該当する場合は、PCR検査を受けた期日、同検査を受けた医療機関名及びそのときの志願者の症状等を特例措置承認申請書に記入の上、医療機関を受診したことの証明書（領収書の写し等）を添付すること。
- (3) 東桜学館中学校長は、(2)の提出を受け、本特例措置の対象者として承認する場合は、高校教育課長に報告の上、「新型コロナウイルス感染症特例措置承認通知書」（別紙様式2）を志願者の保護者あて送付すること。

5 配慮事項

合格者の認定に当たっては、対象者以外の受検者が入学定員を超えて合格しないようにすること。

6 選抜結果の通知

選抜結果通知書は、令和3年1月14日（木）に発送する。

7 その他

- (1) 本実施要項は、令和3年度入学者選抜にのみ適用する。
- (2) 東桜学館中学校長は、対象者の志願及び合格状況を、高校教育課長に報告しなければならない。
- (3) 新型コロナウイルス感染症への対応については、日々状況が変化しているため、今後も必要に応じて更に変更して実施する場合がある。

令和3年 月 日

山形県立東桜学館中学校長 殿

保護者氏名 印

新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置承認申請書

令和3年度入学者選抜における特例措置を下記のとおり申請いたします。

記

1 受検番号

2 志願者氏名

3 学 校 名 立 学校

4 申 請 理 由 (該当する項目の番号を○で囲んでください。)

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染者で、入選当日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の者。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染者の濃厚接触者(※1)のうち、入選前日までにPCR検査の結果が判明していない者。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染者の濃厚接触者のうち、入選当日が自宅待機を要請されている期間中で、PCR検査の結果が入選前日時点で陰性が確認されたが、入選当日に発熱・咳等の症状(※2)がある者。
- (4) 発熱・咳等の症状があるため医療機関を受診し、医師の判断によりPCR検査を受け、入選前日までに検査結果が判明しない者。(以下の枠の中を記入の上、医療機関を受診したことの証明書(領収書の写し等)を添付してください。)

PCR検査について

検査実施日 令和.....年.....月.....日

医療機関名

症 状 等

※1 濃厚接触者とは、保健所より濃厚接触者と認められた者のほか、入選当日を基準に、過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等から日本に入国した者を含む。

※2 発熱・咳等の症状とは、37.5度以上の発熱がある、息苦しさ(呼吸困難)がある、強いだるさ(倦怠感)がある、味覚障害や嗅覚障害がある、咳の症状や咽頭痛が続いている、等

令和3年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学者選抜第2次募集実施要項

山形県教育委員会

令和3年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学者選抜第2次募集は、令和3年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針に定めるもののほか、この要項に定めるところにより実施する。

1 募集定員

| 設置学科 | コース | 募集人員 |
|------|-----------|------|
| 生産情報 | 情報技術コース | 約3名 |
| | 生産システムコース | 約3名 |
| | 生産デザインコース | 約2名 |

2 志願資格

次の各号の一に該当する者

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校を、卒業又は令和3年3月卒業見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

3 募集公告

県教育委員会の募集についての公告は、令和2年12月4日(金)に県公報によって行う。県立米沢工業高等学校長は、この公告に基づき募集する。

4 募集要項

- (1) 高等学校では、募集要項に、志願資格、設置学科、入学定員、教育課程の概要、出願手続、検査日時、検査教科、携行品、受検上の注意、合格発表の日時、入学後の経費に関する記述等を明確に記載する。
- (2) 高等学校長は、募集要項1部(入学願書も添付)を令和2年12月18日(金)必着で、県教育庁高校教育課長あて提出する。

5 出願書類の交付

出願に必要な書類は、県立米沢工業高等学校において交付する。

6 出願期間

令和3年1月4日(月)から同年1月8日(金)正午までとする。
郵送の場合でも締切日時までに必着とする。

7 提出書類

(1) 入学願書

学校所定のものに、山形県立学校の授業料等徴収条例(昭和43年3月県条例第18号)に基づき、入学者選抜手数料として2,200円の山形県収入証紙を貼る。ただし、消印はしないものとする。

(2) 履歴書・身上書

学校所定のもの。貼付する写真は、最近3か月以内に撮影した正面顔写真とし、脱帽し、大きさは4cm×5cmのもの。

(3) 調査書

高等学校卒業（卒業見込み）の者は、当該高等学校の調査書。

高等学校を卒業していない者は、同等以上の学力を証明する書類とする。

(4) 健康診断書

学校所定のものとし、令和2年4月1日以降に受診したもの。卒業見込みの者は在学校の健康診断の写しで可とする。

8 選 抜

提出書類によるほか、次のとおり小論文及び面接(プレゼンテーションを含む)により行う。

(1) 期 日 令和3年1月23日(土)

(2) 場 所 県立米沢工業高等学校

(3) 選考方法

イ 小論文(50分)

ロ 面接(15分程度)

9 合格発表

令和3年1月27日(水)午後3時予定

10 その他

細部については、令和3年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学者選抜第2次募集要項によることとし、同校に問い合わせること。

山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会からの 報告書の提出について

令和元年度から2年間にわたり、公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会を開催し検討を行ってきました。このたび報告書がまとまり、12月18日に須賀委員長から教育長に提出されましたので、検討結果と今後の日程についてお知らせします。

1 検討結果について

(1) インフルエンザ罹患者等に対する対応について

インフルエンザに罹患した場合など、やむを得ない理由で学力検査、適性検査を受検できない受検者に対して、別日程での学力検査問題による追検査、適性検査を実施する。

- ① 追検査は、県教育委員会が作成する、本検査と同程度の難易度による5教科の学力検査問題とする。
- ② 追検査の結果と本検査の結果は同等に扱い、追検査受検者のための特別枠は設けない。
- ③ 適性検査及び面接を実施する高校については、追検査においても実施する。
- ④ 令和5年度入学者選抜から実施することが望ましい。

(2) 入学者選抜日程の改善及び面接の実施方法の変更について

- 入学者選抜日程は、学力検査日を3月7日(適性検査は8日)、追検査日を12日(適性検査は13日)、合格発表日を17日とする。
- 一般入学者選抜における面接は、実施を希望する高等学校でのみ行うこととする。
 - ・面接を実施した場合の取扱いは、これまで同様「必要に応じて参考資料とする」または「全受検者について資料とする」のいずれかとする。
- 受検者の昼食時間を適切に設定するため、学力検査時間割を変更し、昼休みを10分間延長する。(昼休みを50分間とし、午後の学力検査を10分間繰り下げる。)

- ① 入学者選抜日程の変更は、令和5年度入学者選抜から実施することが望ましい。
- ② 一般入学者選抜における、面接の実施方法の変更及び学力検査時間割の変更は、令和4年度入学者選抜から実施することが望ましい。

(3) 採点ミスに係る再発防止策としてのマークシート方式の導入の可否について

マークシート方式の導入は、採点ミスの防止及び客観式問題採点者の業務負担の軽減を図ることができるという、一定の効果を認めることができるが、現在の採点業務で大きな負担となっている記述式問題の採点業務と、採点業務全体の所要時間の削減に影響を与えることはない。

このことから、マークシート方式の導入については、現時点では見送ることとするが、今後とも、本県の学力検査問題の出題方針に照らしながら、マークシート方式の導入やデジタル採点システム等の導入について、継続的に研究していくこととする。

2 今後の日程

- 1月下旬 改善方針案策定
- 2月上旬 文教公安常任委員会報告
- 2月中旬 パブリックコメント
- 3月中旬 改善方針決定・公表

議第 1 号

山形県体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

山形県体育施設条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

山形県体育施設条例施行規則（昭和 41 年 7 月県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「及び休場日」及び「(山形県あかねヶ丘陸上競技場にあつては、月曜日)」を削る。

第 10 条第 2 項中「又は入場」を削る。

第 11 条中「又は入場」及び「又は退場」を削る。

別記様式第 2 号乙中、

「

| |
|-------|
| 体 育 館 |
| 武 道 館 |
| 陸上競技場 |

」を「

| |
|-------|
| 体 育 館 |
| 武 道 館 |

」に、

「退館（場）」を「退館」に改める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

山形県あかねヶ丘陸上競技場の廃止に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

令和 2 年 12 月 22 日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 間 裕 晃

山形県体育施設条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|-----|----|-----------|----|-------|------|--|-----|----|-----|----|-------|----|--|---|--|--|---|-----|--|--|-----------|--|--|------|---|-----|----|-----|----|--|----|--|--|--|--|
| <p>(設置) 第1条 一略一 (休館日等) 第2条 体育施設の休館日及び休場日は、条例第8条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き、毎月の第3月曜日(山形県あかねヶ丘陸上競技場にあつては、月曜日)及び12月29日から翌年の1月3日までの日とする。 2 一略一 第3条～第9条 一略一 第10条(1)～(5) 一略一 2 使用者は、その権原に基づき体育施設に入館又は入場させた者があつたときは、その者に対して前項各号に掲げる事項を遵守させなければならない。 第11条 教育委員会(条例第8条の規定により指定管理者が管理を行う場合にあつては指定管理者)は、体育施設に入館又は入場している者(前条第2項の規定の適用がある者を除く。)が前条第1項各号に規定する事項に違反したとき、その他体育施設の管理上支障がある行為をし、又はするおそれがあると認めるときは、その者に退館又は退場を命ずることができる。</p> | <p>(設置) 第1条 一略一 (休館日等) 第2条 体育施設の休館日は、条例第8条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き、毎月の第3月曜日及び12月29日から翌年の1月3日までの日とする。 2 一略一 第3条～第9条 一略一 第10条(1)～(5) 一略一 2 使用者は、その権原に基づき体育施設に入館させた者があつたときは、その者に対して前項各号に掲げる事項を遵守させなければならない。 第11条 教育委員会(条例第8条の規定により指定管理者が管理を行う場合にあつては指定管理者)は、体育施設に入館している者(前条第2項の規定の適用がある者を除く。)が前条第1項各号に規定する事項に違反したとき、その他体育施設の管理上支障がある行為をし、又はするおそれがあると認めるときは、その者に退館を命ずることができる。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>別記 様式第2号乙</p> | <p>別記 様式第2号乙</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="3">No.</td> </tr> <tr> <td colspan="3">体育施設個人使用券</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">使用区分</td> <td style="width: 55%;"> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">体育館</td> <td style="width: 33%;">午前</td> </tr> <tr> <td>武道館</td> <td>午後</td> </tr> <tr> <td>陸上競技場</td> <td>夜間</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>¥ _____</p> <p>1人1施設1回限り 領収印の無いものは無効とします。 この券は退館(場)するまでお持ちください。 この券の払い戻しはいたしません。</p> </td> </tr> </table> | No. | | | 体育施設個人使用券 | | | 使用区分 | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">体育館</td> <td style="width: 33%;">午前</td> </tr> <tr> <td>武道館</td> <td>午後</td> </tr> <tr> <td>陸上競技場</td> <td>夜間</td> </tr> </table> | 体育館 | 午前 | 武道館 | 午後 | 陸上競技場 | 夜間 | | <p>¥ _____</p> <p>1人1施設1回限り 領収印の無いものは無効とします。 この券は退館(場)するまでお持ちください。 この券の払い戻しはいたしません。</p> | | | <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="3">No.</td> </tr> <tr> <td colspan="3">体育施設個人使用券</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">使用区分</td> <td style="width: 55%;"> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">体育館</td> <td style="width: 33%;">午前</td> </tr> <tr> <td>武道館</td> <td>午後</td> </tr> <tr> <td></td> <td>夜間</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>¥ _____</p> <p>1人1施設1回限り 領収印の無いものは無効とします。 この券は退館するまでお持ちください。 この券の払い戻しはいたしません。</p> </td> </tr> </table> | No. | | | 体育施設個人使用券 | | | 使用区分 | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">体育館</td> <td style="width: 33%;">午前</td> </tr> <tr> <td>武道館</td> <td>午後</td> </tr> <tr> <td></td> <td>夜間</td> </tr> </table> | 体育館 | 午前 | 武道館 | 午後 | | 夜間 | | <p>¥ _____</p> <p>1人1施設1回限り 領収印の無いものは無効とします。 この券は退館するまでお持ちください。 この券の払い戻しはいたしません。</p> | | |
| No. | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 体育施設個人使用券 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用区分 | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">体育館</td> <td style="width: 33%;">午前</td> </tr> <tr> <td>武道館</td> <td>午後</td> </tr> <tr> <td>陸上競技場</td> <td>夜間</td> </tr> </table> | 体育館 | 午前 | 武道館 | 午後 | 陸上競技場 | 夜間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 体育館 | 午前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 武道館 | 午後 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 陸上競技場 | 夜間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>¥ _____</p> <p>1人1施設1回限り 領収印の無いものは無効とします。 この券は退館(場)するまでお持ちください。 この券の払い戻しはいたしません。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| No. | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 体育施設個人使用券 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用区分 | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">体育館</td> <td style="width: 33%;">午前</td> </tr> <tr> <td>武道館</td> <td>午後</td> </tr> <tr> <td></td> <td>夜間</td> </tr> </table> | 体育館 | 午前 | 武道館 | 午後 | | 夜間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 体育館 | 午前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 武道館 | 午後 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 夜間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>¥ _____</p> <p>1人1施設1回限り 領収印の無いものは無効とします。 この券は退館するまでお持ちください。 この券の払い戻しはいたしません。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>様式第3号 一略一 様式第4号 一略一</p> | <p>様式第3号 一略一 様式第4号 一略一</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

山形県体育施設条例施行規則の一部を改正する規則案の概要

第1 内 容

山形県あかねヶ丘陸上競技場を令和3年4月1日をもって廃止する「山形県体育施設条例の一部を改正する条例案」が、県議会12月定例会において可決されたことに伴い、体育施設の管理運営等について必要な事項を定めた標記規則について、同競技場に関する文言の削除及び文言の整理を行うもの。

第2 改正の概要（新旧対照表を参照）

（1）施設名称の削除

該当箇所・・・様式第2号乙（体育施設個人使用券）中の使用許可施設記載欄の「陸上競技場」を削除

（2）同競技場の管理等に関する文言の削除

該当箇所・・・第2条中、同競技場に係る休場日の文言「（山形県あかねヶ丘陸上競技場にあつては、月曜日）」を削除

（3）文言の整理

「休館日及び休場日」の「及び休場日」に係る文言及びそれに類する文言を削除
該当箇所・・・第2条第1項、第10条第2項、第11条

※ 県体育館、県武道館に関しては、変更なし。

第3 施行期日

令和3年4月1日

以上